

迄私自力ニ行届兼、身元ヶ成之者共迎も、潰家災難ニ逢候事  
ニ而、奇特之取計筋も出来兼、無程郷藏田穀等を以手代共手  
配廻村、為相凌罷在候、陣屋最寄村々之分ハ、中野村・松川  
村・寺院社地境内江小屋懸いたし、極難之者救遣候儀ニ有之、  
且追々村々江牛馬死失怪我等相糺候処、書面之通ニ而、右之  
処善光寺江参詣いたし、去月廿四日夜同所ニ止宿、地震ニ而  
燒死者共男女式百人余有之、多分人浚相成、災害村々之分  
人別二分御座候、減方ニ相成支配所五万八千三百石余之内、  
無難之村々之高三分内ならてハ残り不申、高七分余之災害村々  
ニ而何共歎ヶ敷儀ニ御座候、差向村々用水路手入不仕候而ハ  
苗田ハ勿論、無難之田地捨置候而ハ皆潰亡所ニ相成候、村々  
多命ニ拘り末々御収納御国益を失ひ、不容易儀迎も御救不被  
下置候上ハ、何れ可仕様無御座候、以上

未四月

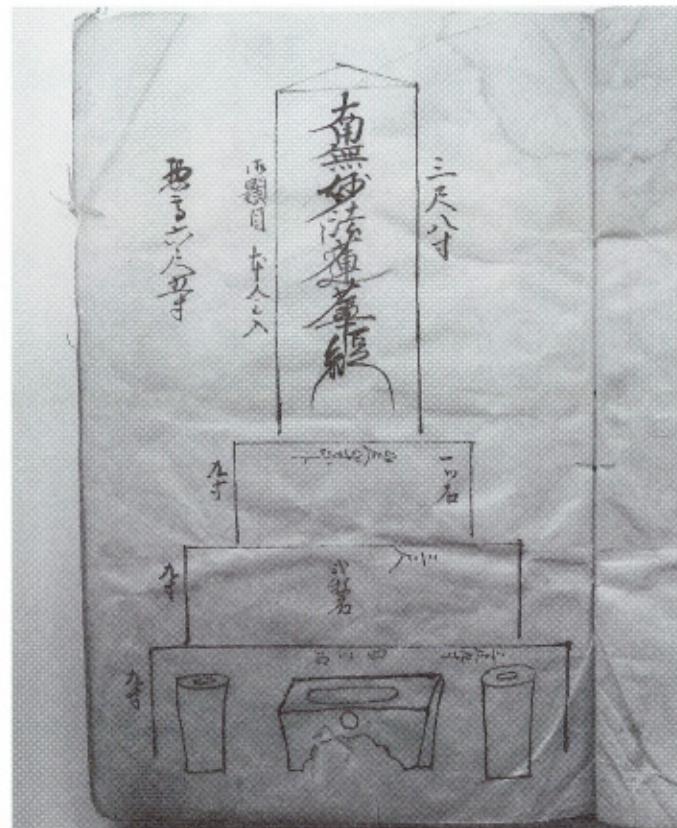
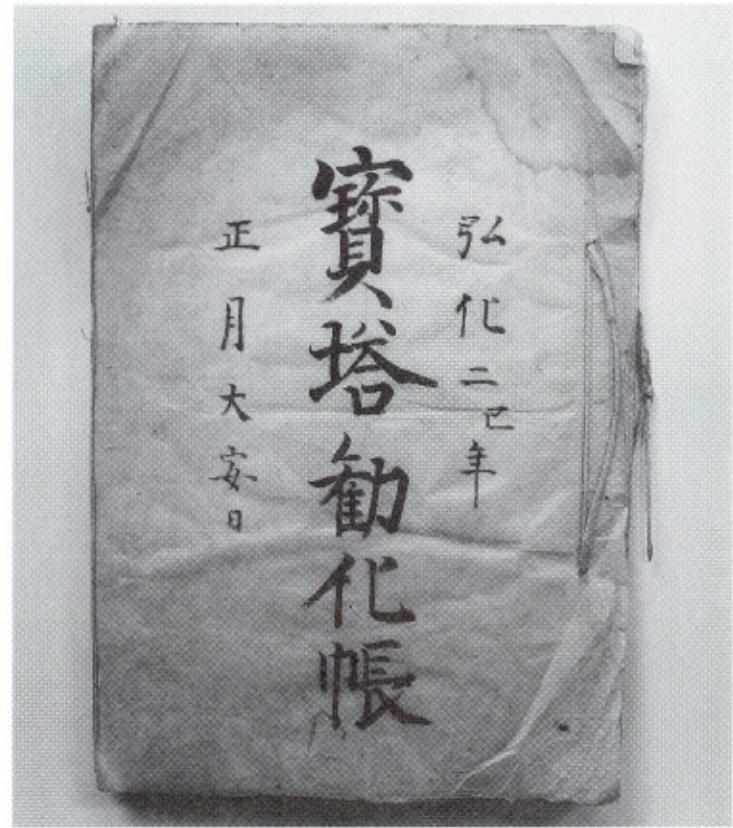
高木清左衛門

當宿ニ者法華宗門とては老人も無之候ニ付、廣宣流布御法之た

(図)

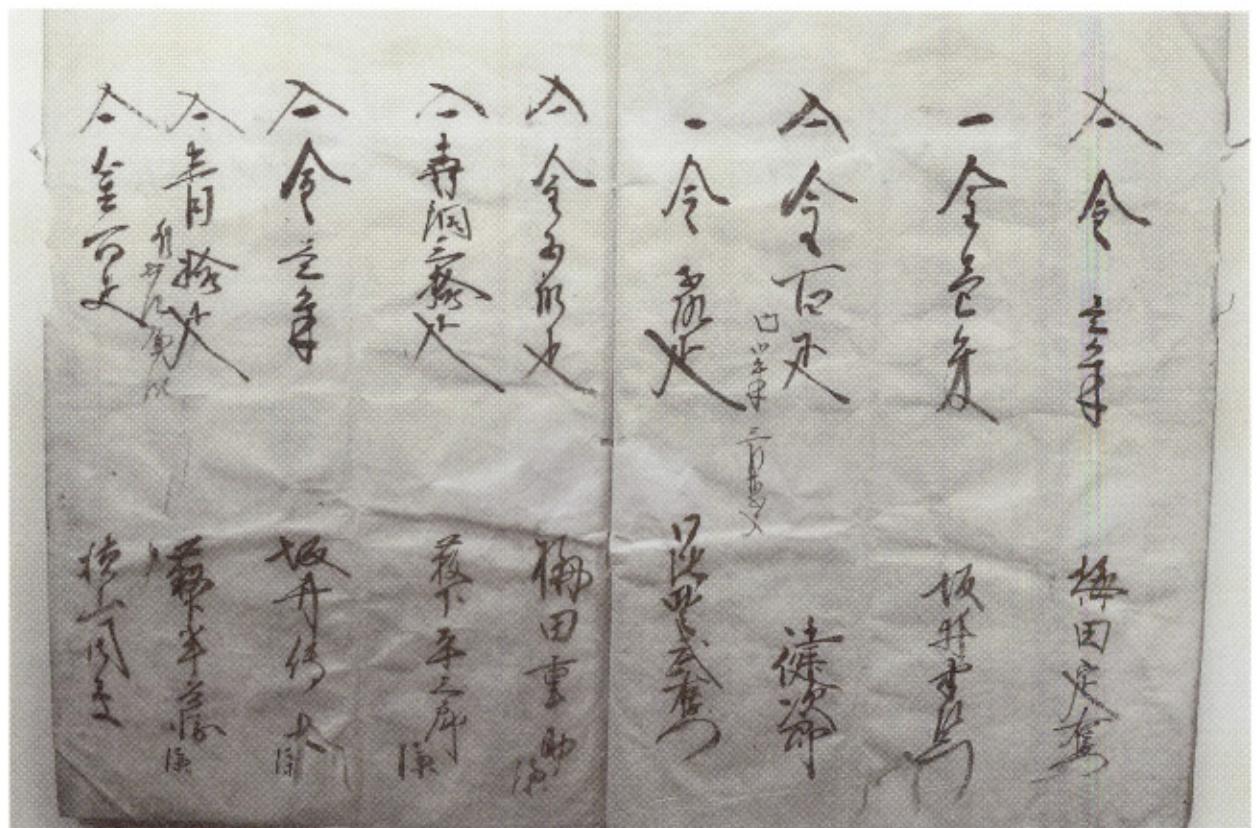
口演

○宝塔勸化帳 (二二七)  
〔表紙〕 弘化二巳年  
宝塔勸化帳  
正月大安日  
」



め、且ハ諸人為結縁、今般宿内ニ宝塔一基建立仕度心願  
ニ御座候処、自力ニ而者難行届就而ハ御所力を以、多少  
に不限御施入被下候様、偏ニ奉希上候、以上  
巳正月  
鵜沼宿  
願主  
同所  
同断  
野口政次郎  
野口定兵衛  
平左衛門  
桜井仙兵衛

入一金武朱	入一金武百疋	入一金三朱	入一金百疋	入一金百疋
一金百疋	一金百疋	一金百疋	一金百疋	一金百疋
同	同	同	同	同
入一武朱入	入一武朱入	入一武朱入	入一武朱入	入一武朱入
外ニ香炉壱ツ	外ニ香炉壱ツ	外ニ香炉壱ツ	外ニ香炉壱ツ	外ニ香炉壱ツ
一同五拾疋	一同五拾疋	一同五拾疋	一同五拾疋	一同五拾疋
入一金壱朱	入一金壱朱	入一金壱朱	入一金壱朱	入一金壱朱
一金壱朱	一金壱朱	一金壱朱	一金壱朱	一金壱朱
入一金百疋	入一金百疋	入一金百疋	入一金百疋	入一金百疋
内武朱三分廿五入	内武朱三分廿五入	内武朱三分廿五入	内武朱三分廿五入	内武朱三分廿五入
一金五拾疋	一金五拾疋	一金五拾疋	一金五拾疋	一金五拾疋
入一金五拾疋	入一金五拾疋	入一金五拾疋	入一金五拾疋	入一金五拾疋
入一青銅三拾疋	入一青銅三拾疋	入一青銅三拾疋	入一青銅三拾疋	入一青銅三拾疋
入一金壱朱	入一金壱朱	入一金壱朱	入一金壱朱	入一金壱朱
一金壱朱	一金壱朱	一金壱朱	一金壱朱	一金壱朱
入一青拾疋	入一青拾疋	入一青拾疋	入一青拾疋	入一青拾疋
外七□へい	外七□へい	外七□へい	外七□へい	外七□へい
入一金百疋	横山周平	日比野武右衛門	梅田重助 済	坂井定右衛門
入一金百疋	山田旧吾	梅田重助 済	坂下平三郎 済	坂井半左衛門
入一青銅武拾疋	山本栄助	坂下平三郎 済	坂下平三郎 済	健次郎
入一同拾疋	山本万七 済	坂井伝七 済	坂井伝七 済	来野平助
一同百疋	大竹太郎左衛門	蔽下半兵衛 済	清水儀兵衛	南十二日講中



入一青銅廿疋	一青銅廿疋
入一青銅廿疋	入一青銅廿疋
一同 入廿疋	一同 入廿疋
一同 入廿疋	一同 入廿疋
入一同 入廿疋	入一同 入廿疋
入一金壺朱	入一金壺朱
十金	十金

古一八 <small>(吉市場)</small>	同
玉峯	長三郎
源市	源七
常助	横山次郎左衛門
源七	源七
濟	濟
横山次郎左衛門	入一金五拾疋
金藏	入一鳥目武拾疋
唐屋	入一同武拾疋
かう田	入一同三拾疋
竹五郎	入一金式分
久吉	入一鳥目一拾疋
嘉重郎	入一同二拾疋
平左衛門	入一同十疋
國定太郎右衛門	入一同三朱
栗木五平	花ひん <small>(花蓮)</small>
さや	入一同三朱
兼二	入一同壺分
喜代次	入一金百疋
紀市	入一同五拾疋

入一青銅式拾疋	
入一同十疋	入一金五拾疋
入一同三朱	入一鳥目武拾疋
花ひん <small>(花蓮)</small>	入一同二拾疋
入一同三朱	入一同三拾疋
入一同壺分	入一金式分
入一金百疋	入一鳥目一拾疋
入一同五拾疋	入一同十疋

巾巾 <small>(羽場)</small>	
繁右衛門	大伊木本郷
龜次郎	小兵衛
清藏	友右衛門
金次郎	大伊木新田
伝郎	お房
大伊木本郷	作二郎
小兵衛	円四郎家内
友右衛門	大伊木 久藏
民右衛門	五兵衛
大伊木新田	浅野彦右衛門
お房	助郷村々
作二郎	かひん <small>(花蓮)</small>
円四郎家内	五兵衛
大伊木 久藏	浅野彦右衛門
五兵衛	助郷村々
浅野彦右衛門	かひん <small>(花蓮)</small>
助郷村々	五兵衛
竹右衛門	浅野彦右衛門

入一金壺朱	入一金壺朱
十金	十金
入一青銅式拾疋	入一青銅式拾疋
入一同拾疋	入一同拾疋
入一同拾疋	入一同拾疋
入一金壺朱	入一金壺朱

新藏	旧組
片町惣組連中	片町惣組連中
三郎右衛門	三郎右衛門
二兵衛	二兵衛
勇助	勇助
長藏	長藏
亦右衛門	亦右衛門
半右衛門	半右衛門

○施帳規則事（一三五一一）

施帳規則事

文明講開講ニ付、年々道中記施帳之分取締より御摺出し御送  
り來候帳面、壹冊ニ付金一錢宛合五拾円也、拙家ニおるて者  
買求施帳可仕候、其節手帳料并遞送り貲錢等、聊無滯差出シ  
可申候也

明治七年

美江寺宿

戌十二月

海老屋

文明講御講元

条藏（印）

石田精六殿

鶴沼宿

御取締

桜井吉兵衛殿

○施帳規則事（一三五一一）

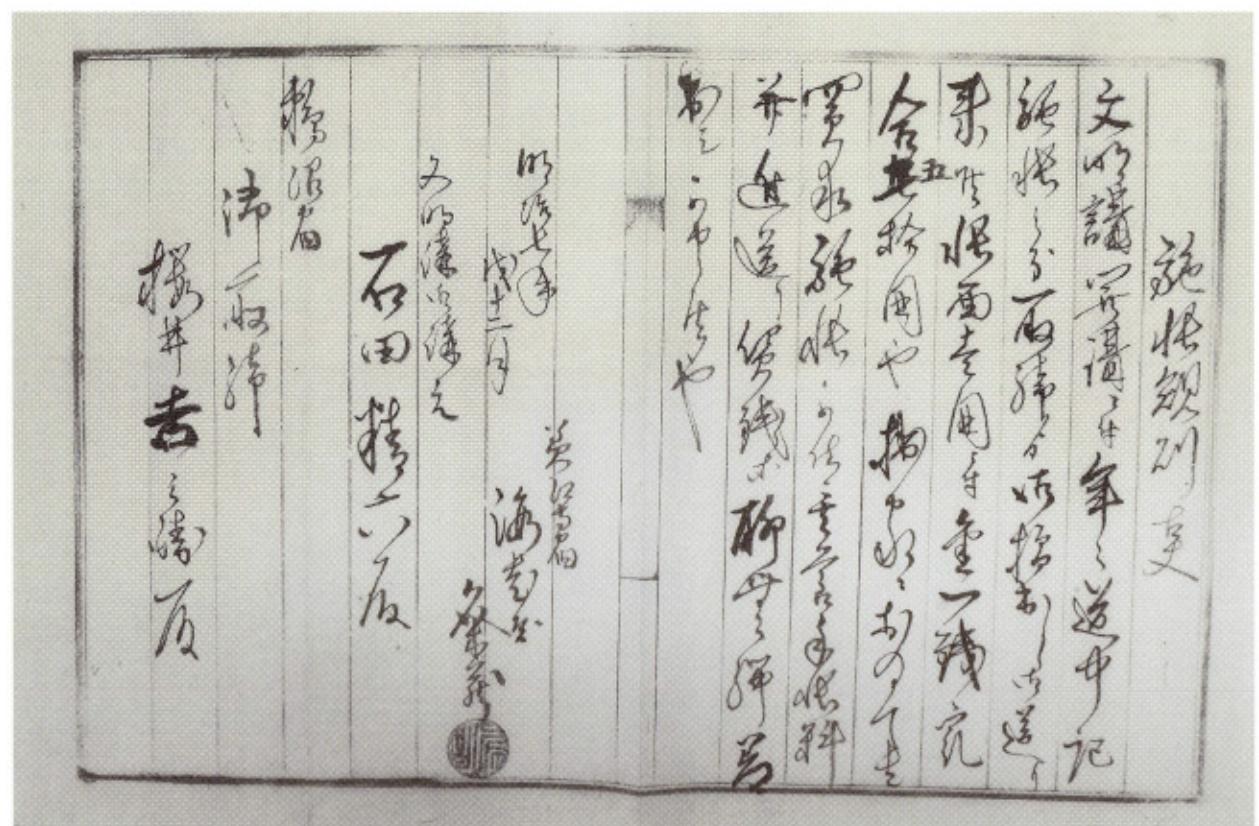
施帳規則事

文明講開講ニ付、年々道中記施帳之分取締より御摺出し御送  
り來候帳面、壹冊ニ付金一錢宛<sup>す</sup>ニ候、合七拾円也、拙家ニお  
るては買求メ施帳可仕候、其節手帳料并ニ遞送り貲錢等、  
聊<sup>いささか</sup>も<sup>とどこおりな</sup>無<sup>な</sup>滯差出シ可申候也

明治七年

加納町

可見屋源助（印）



施帳規則ノ事

文明講御講元  
石田精六殿

鶴沼宿

御取締

桜井吉兵衛殿

○施帳規則ノ事（一三五—三）

施帳規則ノ事

文明講開講ニ付、年々道中記施帳之分取締より御摺出し御送  
り來候帳面、壹冊ニ付金老錢宛ニテ合七拾冊也、拙家ニおる  
て買求メ施帳可仕候、其節手帳料并ニ遞送リ賃錢等、聊無滯  
御差出し可申候也

新加納

梅村屋利兵衛（印）

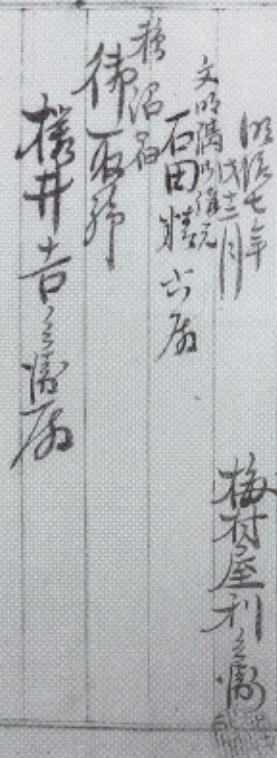
明治七年  
戌十二月

文明講御講元  
石田精六殿

鶴沼宿

御取締

桜井吉兵衛殿



○施帳規則之事（一三五一四）

文明講御講元

石田精六殿

施帳規則之事

文明講開講ニ付、年々一月三十日迄之中ニ、道中施帳之分取  
締ヨリ御摺出シ御送り來り候帳面、壹冊ニ付金壱錢ツ、ニ而  
合五十冊也、拙家ニおるて買求メ施帳可仕候、其節手帳料并  
遙送り貨錢等、聊滯無為メ一札差出可申所如件

中山道伏見駅

松屋市右衛門（印）

明治七年十二月廿九日

文明講御講元

石田精六殿

○施帳規則之事（一三五一五）

施帳規則之事

文明講開講ニ付、年々一月三十日迄之中ニ、道中施帳之分取  
締ヨリ御摺出シ御送り來り候帳面、壹冊ニ付金壱錢ツ、ニ而  
合五十冊也、拙家ニおるて買求メ施帳可仕候、其節手帳料并  
ニ遙送貨錢等、聊滯無為メ一札差出可申所如件

中山道御嵩駅

新薬屋理七（印）

明治七年十二月廿八日

○施帳規則之事（一三五一六）

石田精六殿

施帳規則之事

文明講開講ニ付、年々一月三十日迄之中ニ、道中施帳之分取  
締ヨリ御摺出シ御送り來り候帳面、壹冊ニ付金壱錢ツ、ニ而  
合二十五冊也、拙家ニおるて買求メ施帳可仕候、其節手帳料  
并遙送貨錢等、聊滯無為メ一札差出可申所如件

中山道大湫駅

角田屋東四郎（印）

明治七年十二月廿七日

文明講御講元

石田精六殿

○施帳規則之事（一三五一七）

施帳規則之事

文明講開講ニ付、年々一月三十日迄之中ニ、道中施帳之分取  
締ヨリ御摺出シ御送り來り候帳面、壹冊ニ付金壱錢ツ、ニ而  
合五十冊也、拙家ニおるて買求メ施帳可仕候、其節手帳料并  
ニ遙送貨錢等、聊滯無為メ一札差出可申所如件

中山道大湫駅

文明講開講ニ付、年々一月三十日迄之中ニ、道中施帳之分取  
締ヨリ御摺出シ御送り來り候帳面、壹冊ニ付金壱錢ツ、ニ而  
合五十冊也、拙家ニおるて買求メ施帳可仕候、其節手帳料并  
ニ遙送貨錢等、聊滯無為メ一札差出可申所如件

米屋利右衛門（印）

明治七年十二月廿七日

文明講御講元

石田精六殿

○施帳規則之事（一三五—八）

施帳規則之事

文明講開講ニ付、年々一月三十日迄之中ニ、道中施帳之分大取締ヨリ御擲出シ、御送り來り候帳面、壹冊ニ付金壹錢ツ、ニ而合二十五冊也、拙家ニおるて買求メ施帳可仕候、其節手帳料并通送貨錢等、聊滯無為メ一札差出可申所如件

中山道深萱

加納屋文左衛門（印）

明治七年十二月廿七日

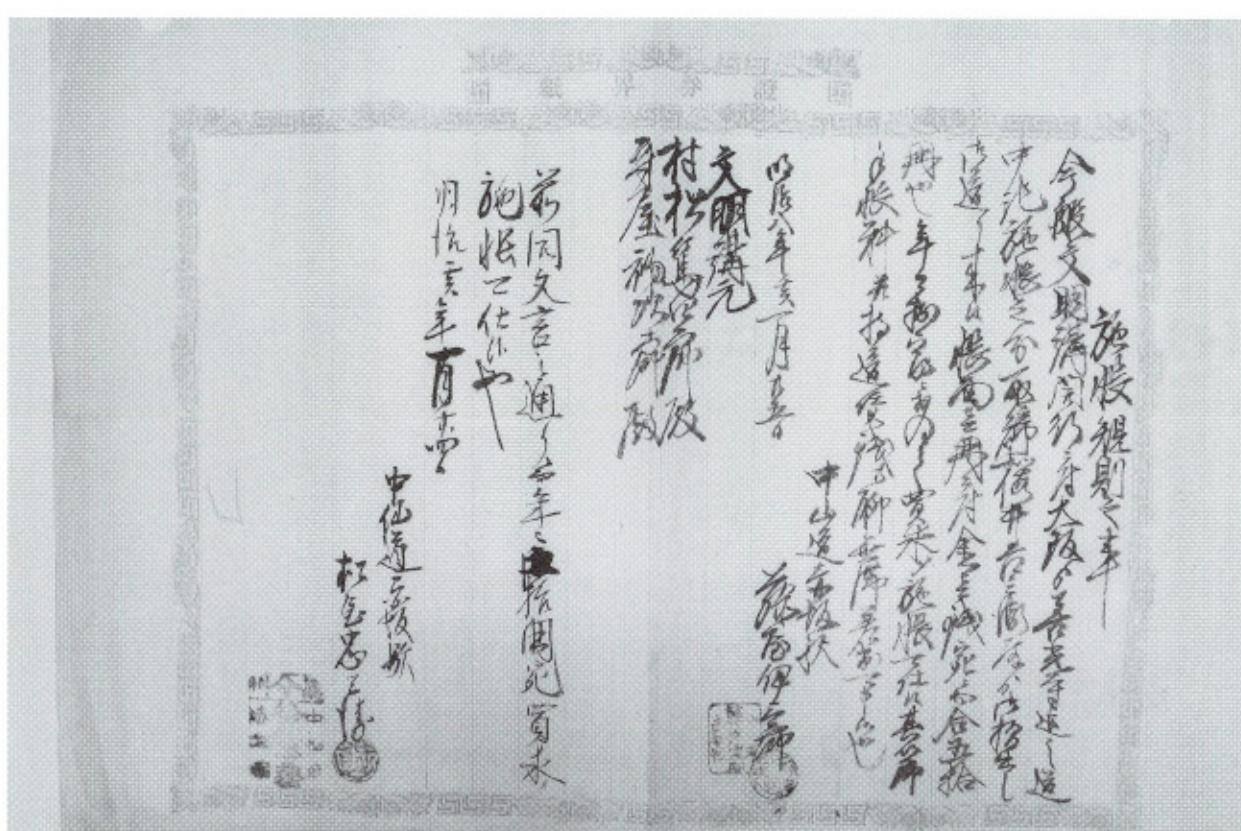
文明講御講元

石田精六殿

○施帳規則之事（一三六）

施帳規則之事

今般文明講開行ニ付、大坂より善光寺迄之道中記施帳之分、取締桜井吉兵衛殿より御擲出し御送り來候帳面、壹冊ニ付金



壹錢宛ニ而合五拾冊也、年々拙家ニおるて買求メ施帳可仕候、  
其節手帳料并持送賃錢共、聊無滯差出可申候也

中山道赤坂駅

明治八年亥一月廿五日

藤屋伊三郎 (印)

(印・中山道・

文明講元

藤屋伊三郎 (印)

赤坂宿・

村松篤四郎殿

守屋初次郎殿

前同文言之通りニ而、年々拾冊宛買求メ施帳可仕候也

明治亥年一月廿四日

中仙道赤坂駅

松屋忠兵衛 (印)

(印・中仙道・

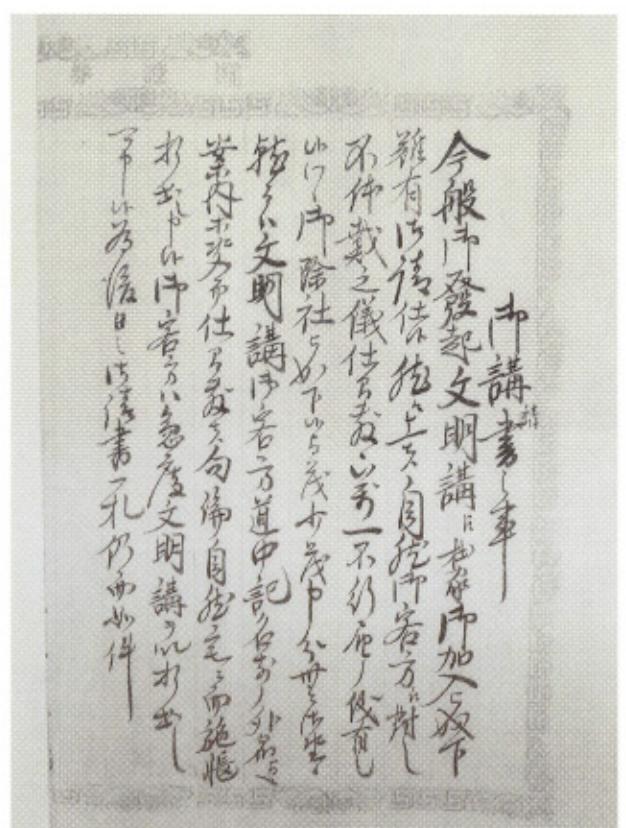
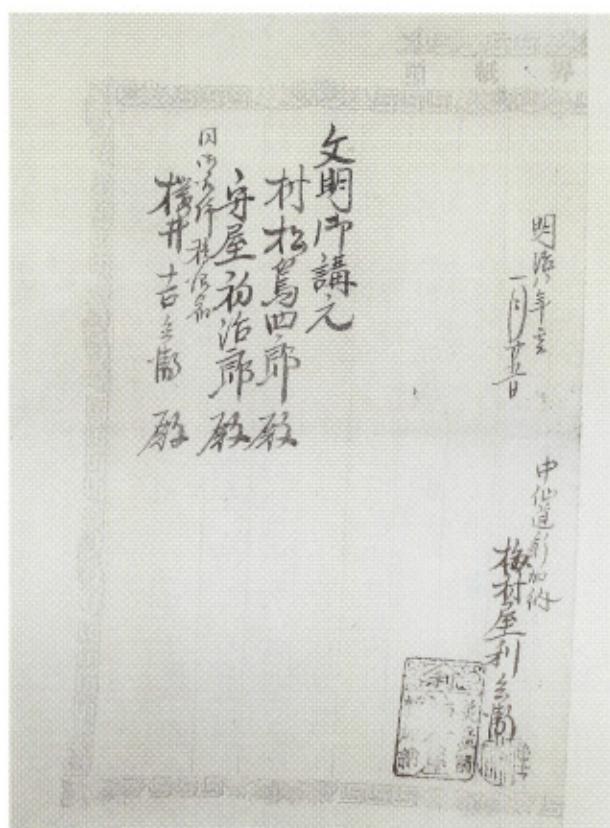
赤坂宿・

松屋忠兵衛 (印)

○御講請書之事（一三七）

御講請書之事

今般御發起文明講江拙家御加入被成下難有御請仕候、然ル上  
者自然御客方江對し不体載体裁之儀仕間敷候、万一不行届ノ儀有  
之候ハ、御除社被成下候与茂少茂申分無御座候、就而ハ文  
明講御客方道中記名前ノ外宿与ヘ、案内等決而仕間敷者勿論、  
自然宅ニ而施帳相出し申候御客方ハ、急度文明講ヲ以打出し



可申候、為後日御請書一札仍而如件

桜井吉兵衛殿

中仙道新加納

梅村屋利兵衛（印）

（印・美濃國・  
新加納・  
梅村屋）

明治八年亥  
一月廿五日

文明御講元

村松篤四郎殿

守屋福治郎殿

同御取締鵜沼宿

桜井吉兵衛殿

御請書之事

今般御發起文明講江拙家御加入被成下難有御請仕候、然ル上者

自然御客方江對し不体載之儀仕間敷候、万一不行届之儀有之候

ハ、御除社被成下候与茂少茂申分無御座候、就而者文明講御

客方道中記名前之外宿トヘ、案内等決而仕間敷者勿論、自然宅

ニ而施帳打出し申候御客方者、急度文明講ヲ以相出し可申候、

為後日之御請書一札仍而如件

中仙道赤坂駅

明治亥年一月廿四日

松屋忠兵衛（印）

（印・中仙道・  
文明御講元

赤坂宿・  
松屋中兵衛）

村松篤四郎殿

守屋福治郎殿

同御取締鵜沼駅

御請書之事

（印・美濃國・  
新加納・  
梅村屋）

今般御發起文明講江拙家御加入被成下難有御請仕候、然ル上者

自然御客方江對し不体載之儀仕間敷候、萬一不行届之儀有之候

ハ、御除社被成下候与茂少茂申分無御座候、就而者文明講御

客方道中記名前之外宿トヘ、案内等決而仕間敷者勿論、自然宅

ニ而施帳打出し申候御客方者、急度文明講ヲ以相出し可申候、

為後日之御請書一札仍而如件

中山道赤坂駅

明治八年亥一月廿五日

藤屋伊三郎（印）

（印・中山道・  
赤坂宿・

藤屋伊三郎）

今般御發起文明講江拙家御加入被成下難有御請仕候、然ル上者

自然御客方江對し不体載之儀仕間敷候、萬一不行届之儀有之候

ハ、御除社被成下候与茂少茂申分無御座候、就而者文明講御

客方道中記名前之外宿トヘ、案内等決而仕間敷者勿論、自然宅

ニ而施帳打出し申候御客方者、急度文明講ヲ以相出し可申候、

為後日之御請書一札仍而如件

松屋忠兵衛（印）

差上申御請書之事

今般文明講御開行ニ付、道中筋御取調ニ相成、拙家御加入被成

下難有仕合ニ奉存候、然ル上者右道中記之外ニ引合宿ト有之候

とも、帳面名前之外宿ト江者、一切旅人案内仕間敷者勿論、自

然一新講より勧メ有之候と茂、決而入社仕間敷候、為後日之証

書一札差上申候所如件

明治八年亥一月廿四日

中山道垂井駅

亀屋為八（印）  
(印)中山道  
垂井宿

今般文明講古圖乃處運事爲旅店御圖。

旅館御宿並入庫旅館百住合之食宿行

在道中也。不日金令下有以公私之際而各

旅館外宿トス。一切旅館業者住處公署

貞松一新構ノ跡者トス。奉々入籍參照

多度ノ。謹書凡所申す意附

○御願（看板掲げ願い）（二三八）

差事印紙書立事

文明御講元  
亀屋為八

守屋福次郎殿

同組合御取締鵜沼駿  
桜井吉兵衛殿

同組合御取締高宮駿  
和田庄司殿

御願

第一大区十五小区

各務郡鵜沼村

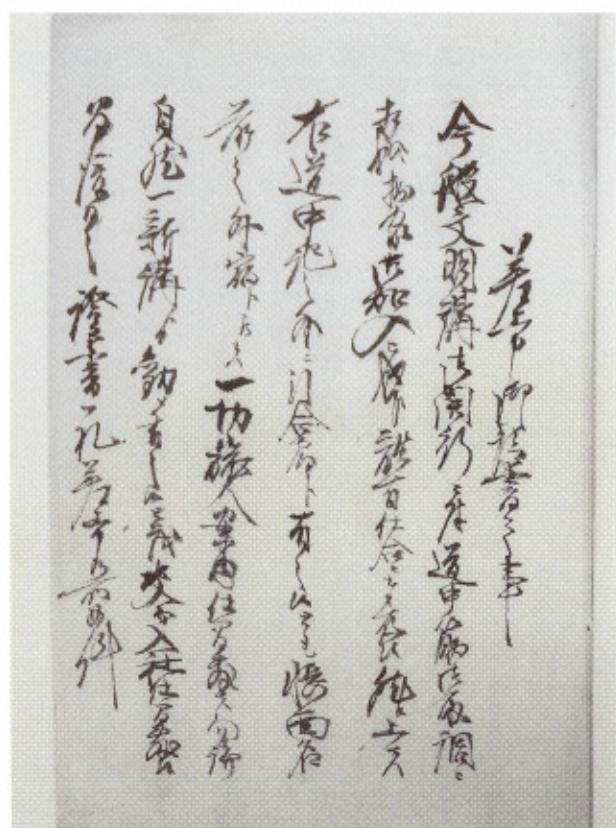
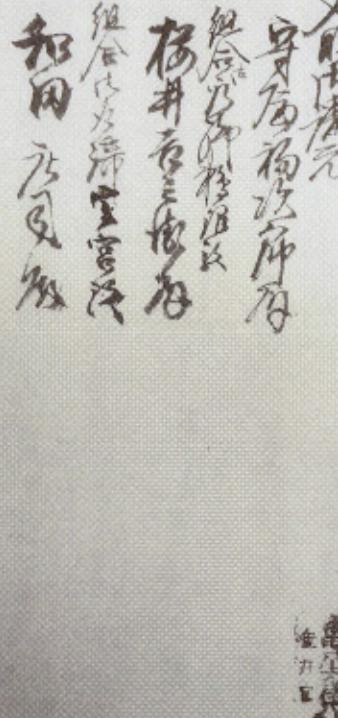
桜井円三郎

右者私儀宿屋渡世仕來り居候處、今般旅人目印トシテ別紙  
図面之通り看板戸外エ揚ケ度候間、何卒願意之趣御聞届被  
成下置候様仕度、倚々此段奉願上候、以上

明治十年五月

願主

桜井円三郎（印）



岐阜警察署  
御中

前書之通申出候ニ付、奥印仕候也

(印)

右村

副戸長

阿部源市 (印)

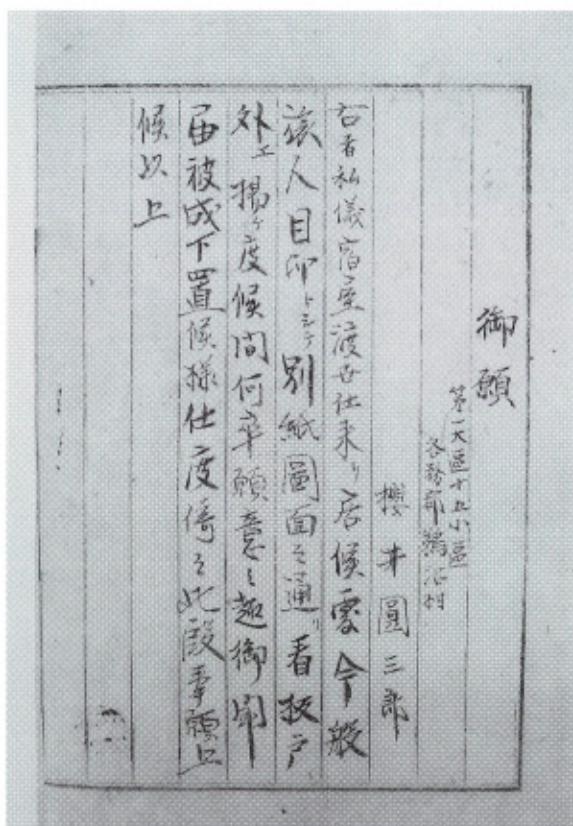
印)

〔願之趣聞届候事  
〔異文〕

但区内分署ヘモ此旨届出ベシ

明治十年五月三十一日 (印: 岐阜県警察署)

(四)



○送証 汽船 (清酒送り証) (一四〇一一)

印)

送証 汽船

一神国一印清酒百樽也

前書ノ通送致候条、其許着次第調査ノ上御請取可被成  
候也

明治十五年四月廿七日

美濃国各務郡鵜沼駅

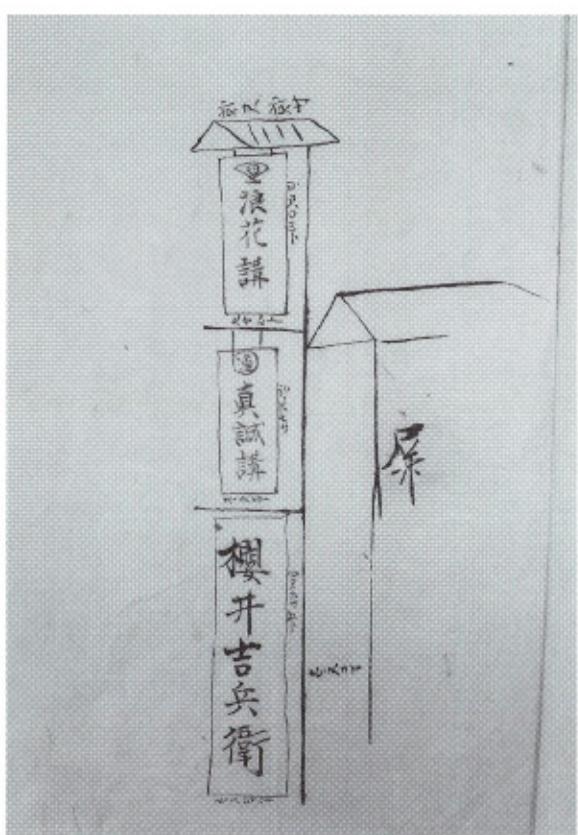
取扱 山田平次郎 (印)

同國同郡同駅

荷主 櫻井吉兵衛

東京南新川

山田五郎助殿行



○送証 汽船（清酒送り証）（一四〇—二）

印)

送証 汽船

一七面山印清酒百樽也

前書ノ通送致候条、其許着次第調査ノ上御請取可被成  
候也

明治十五年四月廿七日

美濃国各務郡鵜沼駅

御扱 山田平次郎（印）

同国当郡同駅

荷主 桜井吉兵衛

四月廿七日立之石船

今上

不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>行<sup>レ</sup>

○仮記（清酒出荷分仮仕切）（一四一）

〔桜井吉兵衛様〕

仮記

印）老松印酒五<sup>升廿八斗入</sup>貫龍丸

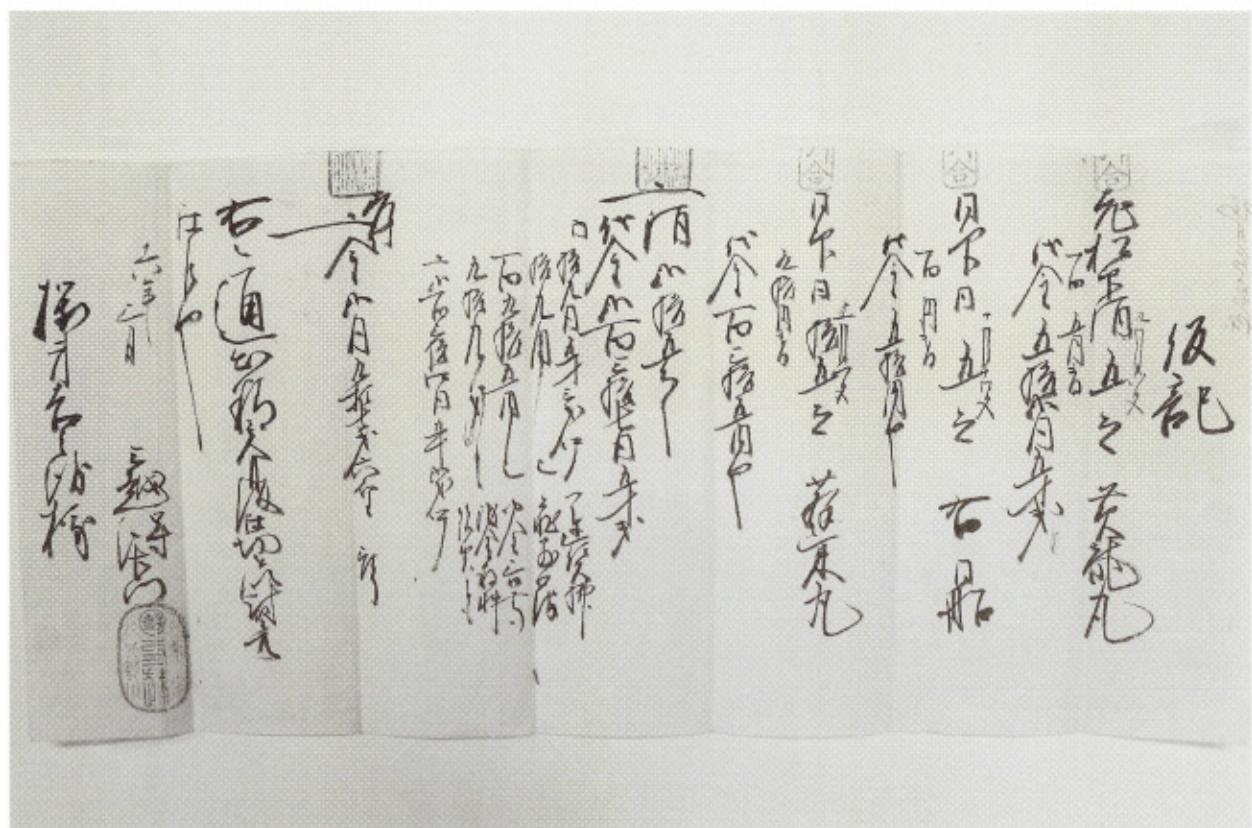
一回 五円替

代金五拾武円五十錢

印）同印同<sup>十一月十四日入</sup>五<sup>升</sup>右同船

一回 円替

代金五拾円也



印 同印同拾五<sup>十一月一日入</sup>こく 蓬萊丸

五拾円替

代金百三拾五円也

印 メ酒式拾五<sup>こく</sup>

代金貳百三拾七円五十錢

内拾九円五十三錢四厘 運賃代

拾九円也

藏前口滯

百九拾五円也

内金三号

九拾九錢也

渡金數料

諸関□□

メ貳百三拾四円五十二錢四厘

印 差引

メ金貳円九拾七錢六厘 預り

右之通出数之分仮仕切を以封元仕候也

十六年

三月 三越得右衛門 (印.. 東京・

桜井吉兵衛様

北新川  
三越)

# 史料紹介

## 明治維新後の鵜沼宿本陣桜井家と「文明講」

江戸時代、参勤交代の制度化にあわせて、本格的に街道の整備がなされ、主要街道には一定の間隔で宿場が設置されるなど、幕府による交通政策が迅速に進められた。しかし庶民は幕藩体制のもとで、旅行をするのは建前として禁止されていた。ところが、実際には、「五穀豊穣」「商売繁盛」「家内安全」などの祈願するための寺社参詣は認められていた。伊勢神宮や金毘羅山・善光寺などに参詣の旅に出た。寺社参詣を「口実」にした旅が盛んに行われるようになると、旅心を高めるように各地の「名所図会」も刊行され、さらに旅心を刺激した。

こうして庶民の旅が盛んになつてくると、宿場の旅籠では、強引な客引きやサービスの違いがでてきた。そこで、安心して宿泊できる旅籠の同業者組織がつくられるようになつた。これらの組織は「講」とよばれた。明治維新後、江戸時代を通して続いた本陣・脇本陣制度や宿駅制度は廃止された。しかし、維新後も講による宿泊の仕組みはつづいていた。鵜沼宿本陣桜井家文書の中には、「文明講」という旅籠の講に関する明治時代の史料がある。この史料は、明治時代初期の宿場や鵜沼宿本陣桜井家の様子をさぐる手がかりとなる。

四郎と江戸の鍋屋甚八を講元、松屋の手代源助を発起人として結成された「浪花講」がある。講元は、講に加入した旅籠に看板を交付したり、道中記や定宿帳を発行し、加入した旅籠の名前がわかるようとした。旅人は、これらを見て講に加入した旅籠に宿泊した。また、サービスに関わる決まりを設け、旅人が安心して泊まれるようにしたため、講に加入する旅籠は全国に及んだ。天保一年（一八三〇）には、大坂に講元、京都・江戸に世話を置く「三都講」が結成され、その後もいくつかの講が結成された。

明治維新後の明治三年（一八七〇）には本陣が廃止され、明治五年には中山道において伝馬所・助郷が廃止され、江戸時代の宿駅制度は終わった。さらに明治六年には、脇本陣も廃止された。こうした明治維新後の宿駅制度の変化の一方で、講による宿泊の仕組みは続き、新しい講も結成された。その一つが「文明講」で、この講にはかつての中山道鵜沼宿本陣桜井家も関係していた。

「文明講」は、おそらく大阪から善光寺詣での旅人を主たる対象にしていたと考えられる。「施帳規則事」（史料一三五、五十七～六十一ページ）は、明治七年十二月に美江寺宿海老屋、加納町可見屋、新加納梅村屋、伏見駅松屋、御高駅新葉屋、大湫駅角田屋・米屋、深萱加納屋から出された文書である。明治五年に宿駅制度が廃止された直後であるため、江戸時代の宿場であったところは、「宿」と「駅」の両方の記載になっている。このうち、美江寺宿海老屋・加納町可見屋・新加納梅村屋の文書の宛先には、「文明講講元 石田

精六殿」とともに、「鵜沼宿御取締 桜井吉兵衛殿」の名が見られる。また明治八年一月の「御講請書之事」(史料一三七、六十一～六十三ページ)は、新加納梅村屋、赤坂駅松屋・藤屋、垂井駅亀屋から出された文書である。この史料の宛先にも、「同御取締鵜沼駅 桜井吉兵衛殿」・「同組合御取締鵜沼駅 桜井吉兵衛殿」と見られる。

これらの史料から、「文明講」という講組織が、明治七年には結成されていたことがわかる。「文明講」という名称自体、明治維新後の社会の様子をうかがわせる。桜井家文書に見られる「文明講」への加入者は、中山道を西から順に垂井駅亀屋、赤坂駅藤屋・松屋、美江寺宿海老屋、加納町可見屋、新加納梅村屋、伏見駅松屋、御嵩駅新薬屋、大湫駅角田屋・米屋、深萱加納屋である。そして鵜沼宿本陣であった桜井吉兵衛は、「文明講」においては「御取締」という役目を担っていたことがわかる。史料一三七「御講請書之事」のうち、垂井駅亀屋から出された文書では、桜井吉兵衛とともに「同組合御取締高宮駅 和田庄司殿」とも書かれていて、講の「御取締役」が複数存在していたことがうかがえる。御取締役の桜井吉兵衛は、おそらく鵜沼から新加納・加納を中心とした一帯において、史料にあるように道中記を印刷するなどの役目を果たしていたと考えられる。かつての本陣が、新しく組織された「文明講」において、加盟する多くの宿の一つとしてではなく、他の宿を取りまとめるような立場に立っていたことがわかる。

史料中の新加納や深萱は、江戸時代は「立場」であったところである。街道の宿場と宿場の間にあり、駕籠や馬を止め、人足や旅人が休憩する施設があった場所が「立場」である。また新加納は宿場間の距離の長い加納宿と鵜沼宿との間にあり、「間の宿」とも呼ばれていた。「間の宿」は制度上「宿場」ではなかつたので、旅人の宿泊は認められていなかつた。ところが明治維新後、宿駅制度や本陣・脇本陣が廃止となり、街道の仕組みが大きく変わつた。この変化の中で、宿泊業を維持・発展させていくために、鵜沼宿の本陣であつた桜井家は「文明講」に関わつていつた。そしてかつては「立場」であつた新加納と深萱の梅村屋・加納屋が、宿泊施設として「文明講」に加入した。講に加入したものの中には、一軒で複数の講に加入するところもあり、桜井家や梅村屋は「一新講」という講にも加入していた。桜井家は、「大船講」という講にも加入していた。講同士は競合するが、加入する側は、複数の講に加入することにより、より多くの宿泊客を確保することができる。「講」という同業者組織が、明治維新後の宿泊業にとって、大きな役割を果たしていったのである。



史料読み下し文

○聞書集（一二五）

文化四年正月、下総国銚子黒生浦漂流の次第

文化四卯年正月、下総国銚子黒生浦漂流の次第

一卯正月二十日、御用番青山下野守様へ御差し出しのところ、翌二十一日御付札済

私領分下総国海上郡銚子飯沼村地内字黒生浦沖、去る十五日辰

四つ時頃、見馴れざる船相見え候段、村役人共訴え出で候につき、早速地詰役人共罷り出で見請け候ところ、昨日御届け申し上げ候、去る十三日高神村地内長崎浦乗廻り船にもこれ有り候哉、右黒生浦より一里程も隔たり候沖にて、帆を下し船懸り候様子に相見え候につき、用船二艘差し出し、右近辺乗り廻し様子見請け候ところ、異国船に相違これ無く候につき、程近く乗り付け候えば、乗り組みの内より差し麾き、船端へ階子出し候につき、その所へ乗り付け何国の船に候哉、何故この所へ乗り來たり候哉、相尋ね候ところ、唐船にて長崎交易仕り候商い船の由、乗り組み八十八人、外に遠州相良出船の船、これ又冲合にて難船に及び、右水主六人助け乗せ罷り在り候由、滯中難風に逢い、数日吹き流され、今日この所へ漂着の旨これ申す、第一米・水・薪等これ無く難儀至極の旨、これにより乗り移りくられ候よう申し聞き候えども、折節西北大風にて浪立ち荒く、その上右船長さ十七・八間もこれ有り、水際より凡そ高さ一丈余もこれ有り候につき、階子・綱等差し出し候えども、荒浪に如何様にも乗り移り兼ね、此方より乗り参り候は小船にて危う

く候につき、その段申し断りいづれ書付を以て申し聞かすべき旨申し述べ候につき、別紙の通り書付二通綱に結び付け差し出し候につき、見届けの者請け取り、船の大きさ等見届け、一同黒生浦へ帰船の上、右書付披見仕り候ところ、米・水・薪等登せ候段申し越し候、数日吹き流され、水・木等これ無く難波の趣相聞こえ候間、先左の通り差し遣し候、

一白米四斗入

一俵

一水一石二斗

十束

一松真木

一束

右の通り差し遣わし候、且つ又唐山人差し越し候書付には、唐船とばかりこれ有り地名相分からず候につき、別紙の通り筆談に及び候ところ、唐山大清國と申す書付差し越し候えども、本国地名何州何県と申す儀、これ又相分からず候につき、猶又別紙の通り申し遣わし候ところ、則ち認め差し越し、追々様子相糺し往返懸け合い候内、もはや夜に入り通船も相叶わず候につき、右場所に相詰め罷り在り候ところ、夜明け西北風烈しく、その儘差し置き難く候につき、先ず銚子川口外字目戸が鼻と申す所まで引き付け候えども、右場所甚だ難場にて風立ち候えば、助け船も差し出し難き場所の旨、水主頭へこれを申し候、勿論浪立ち荒く候、唐山人共並びに遠州乗り合いの者共一同相歎き、上陸の儀願い出候えども、成り難き趣申し聞かせ候ところ、湊内へ引き入れくれ候よう相願い候につき、汐合い次第先ず川口まで引き込み候つもりに御座候、尤も番船付け置き川端へ仮番所補理昼夜役人共相固め、見物の者近寄り申さざるよう、厳重

に相守り罷り在り候、且つ唐山人差し越し候別紙書付本紙四通、  
ほかに此方より筆談に及び候別紙書付、並びに唐山人へ同船仕  
り候遠州相良の者六人より差し越し候書付本紙一通、此方より  
筆談に及び候別紙書面写し二通並びに船龜絵図一枚差し上げ申  
し候、右の段かの地に差し置き候家来共より申し越し候、この  
上如何に取り計らい申すべき哉、伺い奉り候、猶又船中の様子、  
そのほか委細の儀は追々申し上ぐべく候、以上

正月二十日

松平右京亮

御下げる

御代官滝川小左衛門遣わされ候間諸事申し談ぜらる  
べく候

文化三年四月、江州粟津が原にて服部安右衛門に手疵を負わせた者  
への仕置き

一文化三年寅四月八日、江州粟津が原にて服部安右衛門殿に手疵負  
わせ候御仕置き

大御番

大岡久藏知行

武州幡羅郡奈良村名主相勤め候清吉こと

当時無宿浪人

前田織部

この者儀、元地頭大御番頭巨瀬日向守組大岡久藏方に、一旦用人  
加役をも相勤め、同人勝手向き、そのほか取り計らいの儀につき、  
久藏親類大御番松平丹後守組服部安右衛門吟味を請け候儀これ有

るところ、右安右衛門并びに久藏家来田崎武太夫吟味の趣心得難  
くとて、不届きの儀ともこれ有る故、奉行所吟味の上輕追放に相  
成り、京都へ罷り越し、この度服部安右衛門二条御番にて上京の  
趣承るに及び、同人取り計らい故に御仕置きにも相成り、右につ  
き親武州幡羅郡上奈良村に罷り在り候外記も存命致さずつもりの  
由申し越し候書面を取り用い、親の敵同様の由を申し、江州膳所  
縄手において右安右衛門を駕籠越しに疵付け、右疵にて相果て候  
段、御旗本へ対し不届きの至り、ことに安右衛門そのほかの者共  
当時の上奈良村役人共申し合い、謀判を以て金子かたり取り、或  
いは御朱印を焼き捨て候など軽からざる儀を書付に認め、右安右  
衛門同役仙波弥左衛門へ差し出し、今般吟味の上、右は孰れも跡  
形無き儀にて推量疑いを以て相認め候旨白状に及び候始末、不届  
き至極につき、引き廻しの上品川に於いて獄門これを申し付ける

寅七月

文化二年六月、酒井左衛門尉様より月番老中への地震被害御届け

一文化二丑年、酒井左衛門尉様より御月番御老中様へ御届けの趣

羽州庄内田川郡・飽海郡の内、当月四日の夜より同七日まで地  
震甚だしく、地面所々裂け候て泥水湧き出る、地形或いは高く或  
いは低く相成り候ところ数か所これ有り、右につき破損の覚え

一御米置き場柵一五・六間、そのほか所々倒れ、同所土居二十間  
ばかり引き申し候

一亀ヶ崎城傾き、玄関・廊下・台所向き震え倒れ、多門櫓痛み、  
礎沈み、堀・橋所々痛み、地面上四尺ばかり、長さ五・七間程

ずつ裂け、泥水湧き出る、土居百間程の所沈む、大手堀土置き場百八十間程の所岡に相成り候、そのほか土居切れ右下堀土置

一死人

百五十人

右の通りに御座候、田畠破損所の儀は、追つ

ぐべく候、以上

六月二十八日

一  
十  
軒

八  
軒

六軒

一  
軒

百三十五軒

四百十三軒

四百一十四軒

二十七か寺

十六か寺

四十七軒

一社

七軒

十七軒

三

20

八百一十六軒

九軒

百八十

三百九十三

十

一同痛み

武田河内守様召抱えの乳母のこと

武田河内守様、先達て御乳母召し抱えられ候ところ、穢多の娘の由、この節相知れ候につき、町御奉行所へ御引き渡しなされ候筋にこれ有るべき哉の段、小田切土佐守様・町奉行へ武田様より御問い合わせなされ候ところ、小田切様御挨拶に、穢多の仕置きは弾左衛門取り計らい候筋に候間、町御奉行所にては御取り扱いなされがたく候間、弾左衛門方へ御懸け合わせなされ候様にとの事故、弾左衛門方へその段仰せ遣わされ候ところ、御門前払いになされ候はば、取り計らい申すべく候段御請け申し候につき、御家風に合い申さず候につき、御暇いとま下され候旨申し渡し、御門前へ送り出だし候ところ、御門前に穢多共参り居り、召し連れ行き申し候由、且つ又御小兒様右の者の乳召し上がられ候につき、この儀は如何が御心得なされ候てしかるべき哉の段、御窺うかがい差し出され候ところ、御差図さしづに右の者乳給え候儀は全く食穢しゃくにて候間、七十日過ぎ候へば穢れこれ無く候間、左様御心得候よう仰せ出でられ候由

文化元年五月、長左衛門一件につき御仕置き申し渡しのこと

一文化元年五月二十一日四つ時これ申し渡す

京都町奉行御役所近辺、神泉苑町と申す所に御奉行所訴状を認め候長左衛門と申すもの、近年追々勝手宜しく相成り候体にて、次第に奢侈增長し、ことのほか大造成<sup>たいそうな</sup>る家作<sup>かき</sup>いたし、唐木にて

唐破風作り、門構えにて座敷の様子きらびやかに、幾間数といふ事なく夥しく広き事にて、扱<sup>さげ</sup>泉水には名鳥を籠め置き、鳥一羽二十金以下の品これ無きという沙汰也、勝手の方土蔵は皆石

柱にて結構至極の普請のよし、手広に暮らし両町奉行所へは一盆に立入候旨、扱妾は白歯の美女十八人まで抱え置き候旨、右

長左衛門は五十歳余の者にてこれ在る由、右の通奢侈增長いたし、いかにもあやしき体に候えども、一向町奉行所よりは沙汰

これ無きところ、御目付方より言上にてもこれ有り候哉、江戸より御沙汰これ有り候旨にて、先達てより御吟味に相成り、右

長左衛門入牢いたし、追々白状に及び候ところ、七条村と申す所の穢多金井びに所々にて滯り入り候金子二十四万両余これ有

り、それを御用名目を以て芝居役者、そのほか河原もの、又は町家などにも高利に貸付候旨、追々懸り合手広に相成り、穢多

は申すに及ばず、芝居の役者残らず座元等日々のように白洲へ出で候由、大造なる事に相成り、そのほか種々の悪事も露見致し候段、吟味治まりの上、去る二十六日御仕置き仰せ付けられ候由

遠島・家財<sup>けいざい</sup>廻所

山辺長左衛門

十五か国<sup>おかくに</sup>御構<sup>けい</sup>追い払い

同人 伴

京払い

十五か年賦上納

金滯りの者

右の通りにて落着候由、欠所金夥しくこれ有る旨、猶又奉行方与力・同心も懸り合い少々握り候もこれ有り候由、別紙の通りこれを仰せ付けらる

山辺長左衛門一件懸り合い

森川越前守組与力

上田弥左衛門

本多金右衛門

木村清右衛門

山田剣次郎

呵<sup>ひかり</sup>

同下役同心筆頭

公事方取り上げ押し込み

寺田友右衛門

新家方目付<sup>めつけ</sup>与力

当座慎み

差し控え

曲渕和泉守組与力

与力同心一統

木村小左衛門

石破伊右衛門

入江吉兵衛

下役

千賀間三右衛門

酒井惣助

柏原次郎右衛門

菊池治右衛門

海賀宇右衛門

差し控え

新与力目付与力

呵り

手嶋左四右衛門

上田喜太郎

同同心

公事方同心

大塚新八

呵り

櫛積平之進

末元新五郎

蝦夷地にロシア船來着、蝦夷地警固役仰せ付けのこと  
一文化四卯三月二十二日

松前若狭守

候事

六月十一日

若御年寄

堀田撰津守

蝦夷地の儀は、古来よりその方家にて進退いたし來り候えども、  
異国へ接し候島々、万端の手当整いがたき様子につき、先達て  
東蝦夷地上地あげち仰せ出だされ、公儀より御処置仰せ付けられ候、  
西蝦夷地の儀も非常の備え等その方手限り行き届きがたき段申  
し立て、外国の境不容易の事に思し召され候間、この度松前西  
蝦夷地一円召し上げられ候、これによりその方へは新規九千石  
下され、場所の儀は追つて相違すべく候  
但し、御礼席の儀はこれまでの通り

一文化四卯年

六月八日

松前表見廻らせ相越し候につき、金三千両御内々より拝借仰せ  
付けられ候

一文化四卯年

当四月二十三日、箱館（奥野）より三百里程北の方、東蝦夷地ゑとろふ

十一月朔日、御用番松平伊豆守様御宅へ松平政千代様・松平金  
之助様御留守居御呼び出し、左の御書付御渡しの由

島の内、ナイホと申す所へ魯西亞ルシヤ船二艘來着、上陸いたし、番人等搦め捕り番屋・藏々焼き払い、同二十九日同島の内箱館奉行支配向の者罷り在り候会所、シヤナと申す所へ右船二艘差し寄せ、上陸いたし、大筒等を打ち懸け候につき、勤番の者共相防ぎ、五・六人程打ち殺し、深手負わせ候者もこれ有り候のところ、夜に入り裏手へ相廻り、火をかけ焼き払い候につき防ぎ兼ね、一同シヤナを引き退き候由、箱館奉行より注進これ有り候、且又去月十七日以来、南部津軽の沖間にも怪しき船相見え、同十九日箱館近辺の沖へも乗り寄せ候ところ、程なく同所より西の方エサン崎と申す所の沖へ走り通り帆影も相見えず、右のほか別状これなき事につき、世上に於いてこれより風聞これ有るべく候間、心得罷り在り、向々へも急度なく咄（さなむき）し置かるべく

会津

松平金之助

南部大膳大夫

蝦夷地警固仰せ付けられ候事に候条、人數五百人程差し出すべく候一要害の地所々へ相備え候事に候条、二手・三手にも引き分け候儀に相成り候様、武器そのほかとも組み合せ申さるべく候、尤も大筒用意、火矢等用意有るべく候

一彼の地に於いて備え場所請け取りの上、異国船防ぎ方の儀は、

頭役の者見計らい等致すべく候、勿論松前奉行支配の者差し引きに及び候とも、如何がと存じ候儀、遠慮無く申し談すべく候

但し、海陸候はば手船又は雇船にても心次第に候

右の通りその意を得られ、来る正月中旬までかの地へ到着候よう、人數差し出さるべく候、松平政千代へも人數差し出し候よう相達し候、備え場所人數割り等委細の儀は、松前奉行より相達すべく候条承り合わるべく候

十一月一日

松平政千代家老

中村日向

松平金之助家老

田中三郎兵衛

右両人御用の儀これ有り候間、差し急がず出府これ有るべく候旨、御達しこれ有る由

但し、政千代家老は来る二十日頃到着のつもり、金之助家老は十五日頃着のつもりの由

蝦夷地所々差し出し置き候人数、異国船防ぎ方の儀、松前奉行支配の者差し引きに及び候えども、如何がと存じ候儀は頭役の者より遠慮無く申し談じ、存分に打ち払い等致すべく候、役人の差し引きにもたれ申さず候のよう申さるべく候

十月二十九日

右土井大炊頭様御宅へ留守居御呼出し、御書付御渡しの由

酒井左衛門尉様

先達て蝦夷地島々へ異国船渡り來り候節、人數差し出しかの地へ滞留も久しく、家来ども大儀の事に候、この段申し聞くべき旨上意に候

十一月十五日

佐竹右京大夫様

津輕越中守様

何等の御沙汰これ無き由に候

文化四年十月、小普請組伊藤留之助・青木弥五郎の処罰について  
一文化四卯年、公義義にて仰せ渡さる品左の通り

小普請

辺見左近支配

伊藤留之助

卯五十七

この者儀困窮に迫り、小普請組小浜長五郎支配曲直瀬杏庵養父、隠居曲直瀬寿徳院へ金子無心申し懸け、不得心に候はば殺害致

すべしと存じ、召し仕いの小女妨げにも相成るべしとて、寿徳

院欺き、小女を召し連れ出し、途中に於いて討ち捨て、寿徳院  
裏へ立ち忍び候ところ、見咎められ立ち帰り候上、金子貸借の事  
にて寿徳院不法に及び候儀これ有る由、取り扱いの書付認め置

き候段不届きの至りに候、これにより遠島仰せ付けらるもの也  
小普請組

小浜長五郎支配

曲直瀬杏庵家来

宮崎新右衛門

同断

近藤登助支配

酒井猪十郎家来

山口永兵衛

本所緑町一丁目

九兵衛店たな

喜三郎

同所藏町

清吉店

佐助

その方共の儀、伊藤留之助御詮議一件につき相尋ね候ところ、不  
埒の筋もこれ無き間、一同構い無し

曲直瀬杏庵家来

龟山左吉

酒井猪十郎家来

宮崎新右衛門・山口永兵衛儀、構い無き旨申し渡し候間、その旨  
銘々主人へ申し聞かすべし

右町役人

右の通り申し渡す間、その旨存すべし

右は十月十六日根岸肥前守殿御役宅に於いて、同人申し渡され、立  
合大目付井上美濃守殿・御目付水野中務殿相越され候由に御座候

(以下、この項の読下し略す)

### 文政七年十月、江戸四つ谷塩町での敵討ちの次第

文政七申十月十日夜、江戸四つ屋塩町一丁目において敵討ちの次  
第

一敵討ち候宇市、生国土井大炊頭様御領分、野州安蘇郡佐野在植野  
村百姓足袋職源助伴宇市、幼名岩吉、申の十八歳  
一敵安兵衛、生国上州大間々宿、申の三十六歳  
一宇市検使へ言上の口書左の通り

私父源助儀、生国野州安蘇郡佐野在植野村に御座候ところ、七か  
年以前勝手につき、上州高崎宿連雀町足袋屋八五郎と申す者、兼  
ねて知人にて、この者方へ引越し世話に相成り居り候ところ、八  
五郎程なく病死いたし、これにより父源助右跡へ入夫に相成り、  
八五郎弟子に安兵衛と申す者御座候、この安兵衛と申す者と父源  
助口論いたし、父源助、安兵衛に薪にて打擲ちうぢゃくに逢い候、近所の者  
欠け付け成され、右喧嘩引き分け、安兵衛は外へつれ参り、父は

関山助右衛門

その場にて氣絶仕り候えども氣付き、一両日介抱いたし候ところ、養生叶わざ死去仕り候、父相果て候を聞きつけ、安兵衛欠け落ち致し、行方相知れ申さず、私儀は懇意の者引き取り世話いたしくれ候ところ、同国倉賀野在安久津村と申す所に才市<sup>(才)</sup>とて念流劍術心懸け候者にて、この者方へ養子に遣わしきれ、私儀四か年程稽古仕り、それより上州・野州両国相尋ね候ところ行方相知れ申さず、それより又上州館林町へ参り候ところ、敵安兵衛江戸表に居り候由承り、八月二十五日出府仕り候、尤も浅草平兵衛町藤七と申す者國者ゆえ此方へ参り世話に相成り居り申し候、しかるところ右藤七伴四つ谷内藤宿三河屋徳右衛門方へ奉公に遣わし置き候ところ、右方に使いに参り、その場筋麴町十二丁目紀伊国屋喜三郎方<sup>(喜)</sup>みせに安兵衛仕事仕り居り候を見付け候えども、主人の使い故帰宅仕り返事の趣申し聞き、それより国元へ立ち越し、師匠才一と相談の上、打ちはたし申すべしと存じ、江戸表を出立仕り、安久津村へ着き仕り候ところ、折あしく才一御用筋にて日光へ参り候留守ゆえ、才一には対面致さず、父の位牌を所持致し、直ぐ様江戸表へ発足、当月九日着き仕り、紀伊国屋店へ参り候ところ、当日は上様駒場野へ御成故差し控え、その夜所の軒下に夜を明かし、翌十日紀伊国屋店へ参り見候ところ、安兵衛居り合わせず、残念ながら立ち帰り候ところ、安兵衛四・五人連れにて向かいへ見え候ゆえ、跡より付け参り候えば、一谷七軒町家主安次郎路地へ入り候ところを曉<sup>(しら)</sup>と見止め、日暮れ候を相待ち、その夜五つ時前に至り安兵衛宅へ参り候ところ、内に客一人居り候間、客に怪我致させ候ては悪しくと存じ、紀伊国屋方より急用と偽り安兵衛

一人呼び出し、境町一丁目家主吉兵衛店前にて安兵衛なりしと声懸け候えば、安兵衛何人なりと答え候、我事高崎源助の伴宇市なり、覚え有り哉と申し候えば、直に逃げ出し候間、親の敵と名乗りかけ、右の足を切り払い候えば倒れ候を押しかけ打ち留め候間、町内自身番<sup>(じしんばん)</sup>へ町法に行いくれ候のよう申し出で候事

文政元年

心岸淨体信士之位

六月初の六日

俗名

高瀬源助

### 弘化四年三月、信州善光寺大地震についての御届け書

弘化四年丁未三月二十四日夜四つ時頃、信州善光寺并びにその近辺前代未聞の大地震、但し、善光寺開帳中也

### 一御代官高木清左衛門殿よりの御届け書

信州高井・水内郡村々地震の儀につき再び御届け書

去月晦日御届け申し上げ候私御代官所、当分御預所信濃国高井郡・水内郡村々の儀、去月二十四日夜の大地震異変の始末御届け申し上げ候、強き震動止み申さず、今以て折々震動いたし、昼夜十四・五度も少々も震え立つ、尤も間には強きこともこれ有り候間、村々恐怖いたし跡取り片付けは勿論、農業の心付きもこれ無く、周章立ち騒ぎ罷り在り候間、安堵仕り候様私共並びに手付<sup>(てづき)</sup>・手代<sup>(てだい)</sup>共村々廻村し、精々利害申し聞き、耕作手浚い相成らざる様致させ候、且つ去月二十七日真田信濃守家来より懸け合い越し候は、右大地

震にて北國往還丹波島村船渡場より凡そ二里半程川上、同人領分

平林村地内字虚空藏山凡そ二十町程のところ、山抜け崩れ犀川へ

押し出し立ち、川巾を閉め切り候につき、流水を湛え、當時川上

平地へ水開き居り候えども、湛え溜まり切れ候はば自然と押し埋

め、切れ場所水力にて押し崩れ申すべく候、その節如何様の洪水

に相成るべき哉氣遣わしく、支配所にて千曲川縁村々崩れ居り候

よう申し越し候儀にこれ有り、右故当時千曲川平水より七・八尺

減水致し居り、川筋村々心配いたし、山添い高場へ立ち退き居り、

悲歎罷り在り候、切り開き候わば宜しくこれ有るべし、数日堪え

満ち候てか時々押し流れ候わば、又々水災の異変出来申すべしと、

ことのほか人気不穏心配仕り候、地震の儀は最早相止み申すべき

哉と存じ奉り候、これによりこの段御届け申し上げ候

未四月四日

高木清左衛門

御勘定所

信濃国高井・水内郡地震災害一村限り胴尻

村高四万一千二百八十六石二斗

家数六千八百七十二軒

九十一か村

人数二万九千二百十五人

「凡そ一万石に家數千六百六十

五軒余に當たる、人数七千〇七

十六人ほどに當たる、ならし一

か村に凡そ七十七人余に當たる、

ならし一か村四百五十三石余に

一潰れ家二千十五軒

内十三軒

焼失

十六軒土中に埋る

一潰れ家

七百八十二軒

一潰れ高札場

十二か所

一潰れ郷藏

十六か所

一潰れ堂宮寺

二十二か所

一潰れ土藏

三百三十一か所

一潰れ物置

九百十四か所

一即死

五百七八十八人

一怪我人

千四百六十人

一即死馬

百五十六疋

一即死牛

二疋

右は去月二十四日大地震にて、私御代官所当分御預所信濃国高井郡・水内郡村々災害の始末、取り敢えず御届け置き、早速手付・

手代共手配差し出す、私儀も廻村仕り、村々災害の様子見分仕り

候ところ、誠に以て言語に絶し候奇変の体、恐怖仕り見るに忍び

ず、地面割れ裂け七・八寸より五・六尺余、数十間も筋立ち開き、

右割れ目より夥しく黒・赤色等の泥水吹き出し、歩行相成りかね

候場所多くこれ有り、その上所々山崩れ土砂雪水押し出し、大石

転び落ち、田畠共悉く変地いたし、多分損地相見え、村々用水路

は所々欠け崩れ大破に及び、或いは床違いに相成り候場所もこれ

有り、水乗り申すべし用水絶に相成り候、村々多くこれ有る谷川等の分、大石・土砂押し出し震地所々欠け崩れ大破し、水行を塞

当たる」

ぎ、平一面に溢れ出し、泥水押し流れ、且つ潰れの儀何れも家並平押しに潰れ、朽梁割れ目枠木等、その外建具類打碎き、家財道具悉く打ち毀し、銘々貯え置き候雜穀の類は俵物押し崩れ、散乱いたし、吹き出し泥水を冠り中には土砂に押し埋もれ候分もこれ有り、最初見廻り候頃は村々共ニマツ小前は勿論、村役人共まで本心取り失い、更に路片付け候心得もこれ無く、銘々潰れ家前々家内一同雨露の手当も致さず、日々途方に暮れ茫然といたし居り、私を見居り狼狽落涙止みがたく悶絶いたし、尋ね候答えも出来かね打ち伏し居り、小前老若男女共は泣き叫び居り、怪我人共は夥しく倒れるに、苦痛罷り在り候有様言い申し上げがたく候、不便至極歎嗟何れの村々共同様の次第にて、差し当たり夫喰の備えこれ有る者共潰れ家日々これ有り、殊に泥水を冠り容易に取り出し候儀出来かね、小前末々に至り夫喰手当これ無き者共は猶更、呑み水用水ばかり用い来たり候ところ、泥水交じりに相成り、飢渴に及び候ところ、自他村々一般の奇難助け合い候方もこれ無く候間、差し当たり救い方夫喰の手當に相成り候だけは遣わし致し候えども、百か村余の儀、中々惣吐遠方まで私自力に行き届きかね、身元かなりの者共までも潰れ家災難に逢い候事にて、奇特の取り計らい筋も出来かね、程なく郷藏廻い穀等を以て手代共手配廻村し、相凌レバがせ罷り在り候、陣屋最寄りの村々の分は、中野村・松川村・寺院社寺境内へ小屋がけいたし、極難の者救い遣わし候儀にこれ有り、且つ追々村々へ牛馬死失怪我等相糺し候ところ、書面の通りにて、右のところ善光寺へ参詣いたし、去月二十四日夜同所に止宿し、地震にて焼死候者共男女二百人余これ有り、多分人浚い

に相成り、災害村々の分人別二分御座候、減方に相成る支配所五万八千三百石余の内、無難の村々の高三分内ならでは残り申さず、高七分余の災害村々にて何とも歎かわしき儀に御座候、差し向き村々用水路手入れ仕らず候ては苗田は勿論、無難の田地捨て置き候ては皆潰れ亡所に相成り候、村々多命に拘わり末々御収納御国益を失い、不容易の儀とても御救い下し置かれず候上は、何れ仕るべきよう御座無く候、以上

未四月

高木清左衛門

### ○施帳規則の事（一三五一）

#### 施帳規則の事

文明講開講につき、年々道中記施帳の分取締より御摺り出し御送り來たり候帳面、一冊につき金一錢宛、合わせて五十円也、拙家においては買い求め施帳仕るべく候、その節手帳料井びに通送り負錢等、聊かも滞りなく差し出し申すべく候也

明治七年

美江寺宿

戌十二月

海老屋

桑藏（印）

文明講御講元

石田精六殿

鵜沼宿

桜井吉兵衛殿

○御講請け書の事（一三七）

御講請け書の事

今般御<sup>は</sup>起文明講へ拙家加入成し下され有り難く御請け仕り候、然る上は事前御客方へ対し不体裁の儀仕るまじく候、万一不行届の儀これ有り候わば、御除社成し下され候とも少しも申し分御座無く候、ついては文明講御客方道中記名前<sup>の</sup>外の宿とへ、案内等決して仕るまじくは勿論、自然宅にて施帳相出し申し候御客方は、急度文明講を以て打ち相出し申すべく候、後日のため御請け書一札よって件の如し

中山道新加納

明治八年亥

一月二十五日

梅村屋利兵衛（印）

文明御講元

村松篤四郎殿

守屋福治郎殿

同御取り締まり鶴沼宿

桜井吉兵衛殿

（以下、この項の読み下し略す）

## 掲載史料一覧

史料番号 番号	史 料 名	年 代	西暦	掲載ページ		備 考
				解説文	読み下し文	
125	聞書集					
125	文化四年正月、下総国銚子黒生浦漂流の次第	文化4年1月20日	1807	12	72	
125	文化四年八月、深川八幡宮祭礼の節、永代橋落下のこと	文化4年8月19日	1807	13		
125	文化三年四月、江州栗津ヶ原にて服部安右衛門に手疵を負わせた者への仕置	文化3年7月	1806	14	73	
125	文化三年十一月、琉球国中山王使節の江戸城登城の時、中山王よりの献上物のこと	文化3年11月23日	1806	15		
125	文化三年十一月、御沙汰書の写し	文化3年11月27日	1806	17		
125	享和三年七月、谷中延命院への仕置	享和3年7月29日	1803	17		
125	文化二年六月、酒井左衛門尉様より月番老中への地震被害の御届	文化2年6月28日	1805	18		
125	享和三年七月、強雨雷鳴所々のこと	享和3年7月14日	1803	19		
125	文化元年六月、六郷佐渡守様御領分出羽国本庄大地震被害の状況	文化1年6月4日	1804	20		
125	文化元年、聖徳院様柳原御屋敷での御花見の御歌	文化1年	1804	22		
125	羽織の弁			22		
125	武田河内守様召抱の乳母のこと			23	74	
125	文化元年五月、長左衛門一件につき御仕置申渡のこと	文化1年5月22日	1804	24	74	
125	文化二年五月、長崎にてロシア人へ仰せ諭された趣	文化2年5月	1805	26		
125	蝦夷地にロシア船来着、蝦夷地警固役仰付のこと	文化4年3月22日～11月15日	1807	27	76	
125	長崎にロシア船渡来、大村上総介様領海警固のこと	(文化4年)9月8日	1807	30		
125	文化四年十月、小普請組伊藤留之助・青木弥五郎の処罰について	文化4年	1807	31	77	一部を読み下し文に
125	文化十年二月、公方様前厄につき高田馬場での流鏑馬神事のこと	文化10年2月11日	1813	36		

## 掲載史料一覧

史料番号 番号	史料名	年代	西暦	掲載ページ		備考
				解説文	読み下し文	
125	文化十年、江戸でみられた狂詩	文化10年	1813	38		
125	公儀御殿中の御詰場所のこと			40		
125	文化十年秋、オランダ船着岸、荷物献上のこと	文化10年	1813	46		
125	文政七年十月、江戸四ツ谷塩町での敵討の次第	文政7年10月10日	1824	48	78	
125	弘化四年三月、信州善光寺大地震についての御届書	弘化4年4月	1847	50	79	
127	宝塔勸化帳	弘化2年1月	1845	54		
135 1	施帳規則事	明治7年12月	1874	57	81	文明講、1~8はもと一綴りか
135 2	施帳規則事	明治7年12月	1874	57		文明講
135 3	施帳規則ノ事	明治7年12月	1874	58		文明講
135 4	施帳規則之事	明治7年12月29日	1874	59		文明講
135 5	施帳規則之事	明治7年12月28日	1874	59		文明講
135 6	施帳規則之事	明治7年12月27日	1874	59		文明講
135 7	施帳規則之事	明治7年12月27日	1874	59		文明講
135 8	施帳規則之事	明治7年12月27日	1874	60		文明講
136	施帳規則之事	明治8年1月25日	1875	60		文明講
137	御講請書之事	明治8年1月24~25日	1875	61	82	文明講、一部を読み下し文に
138	御願（看板掲げ願い）	明治10年5月	1877	63		
140 1	送証 汽船（清酒送り証）	明治15年4月27日	1882	64		清酒神国一
140 2	送証 汽船（清酒送り証）	明治15年4月27日	1882	65		清酒七面山
141	仮記（清酒出荷分仮仕切）	(明治)16年3月	1883	65		端裏書：桜井吉兵衛様

※「聞書集」の各史料の年代は史料本文の年代をとり、それのない場合は一つ書きの年代をとった。

## 編集後記

ここに各務原市資料調査報告書第三十七号として、『旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 IV』を刊行することができました。本報告書には、「桜井家文書」の中から、江戸時代後半から明治時代初期の史料を収録いたしました。収録した史料の殆どは、「各務原市史」や「鵜沼の歴史」では取り上げられていない史料です。その一つ「聞書集」の中には、江戸時代後半の社会問題や政治・外交問題となつた事柄も記録されています。「聞書集」には多様な事柄が記されていますが、各記事に標題がついていませんので、わかりやすくする為に、各項に題をつけました。また「文明講」関係史料では、鵜沼宿も含めて各地の宿場の旅籠が新しい時代の中で講という組織を作つて営業を続けて行く努力をしている姿が見られます。

本書の刊行により、江戸時代後半から明治時代初期の変動する時代の中で、本陣桜井家がどのようにして或はどのような情報を得ようとしていたのか、また旅籠の継続的な営業のため、どのような努力をしていたのかを、窺うことができると思ひます。この報告書を、皆様方の古文書や歴史の学習・研究にお役立ていただければ幸いです。

最後になりましたが、報告書の刊行に理解を示してくださいました史料所有者の桜井美保子氏と、史料の解説・解説に尽力をいただきました岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生に深く感謝いたします。

平成二十六年三月

各務原市歴史民俗資料館

各務原市資料調査報告書第三十七号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 IV

平成二十六年三月

編集 各務原市歴史民俗資料館

発行 〒509-0233 岐阜県各務原市鵜沼西町一一一六一三

各務原市  
TEL ○五八一三八三一一一四九

印刷 山翼印刷株式会社









名務原市図書館

114341126